

今治市都市再生協議会 設立総会・第1回会合

次第

日時：令和7年8月19日（火） 10:00～12:00（予定）

場所：今治市みなと交流センター「はーばりー」 1階 みなとホール

1 開会

2 市長あいさつ

3 委員の紹介

4 規約等について

今治市都市再生協議会 規約・傍聴規程・事務局規程・財務規程

5 議事

（1）役員の選出について

会長1名・副会長1名・監事2名

（2）令和7年度事業計画及び収支予算（案）

（3）専門部会の設置について

6 報告等

（1）今治市中心市街地グランドデザインの概要と今年度の取組について

7 今後のスケジュールについて

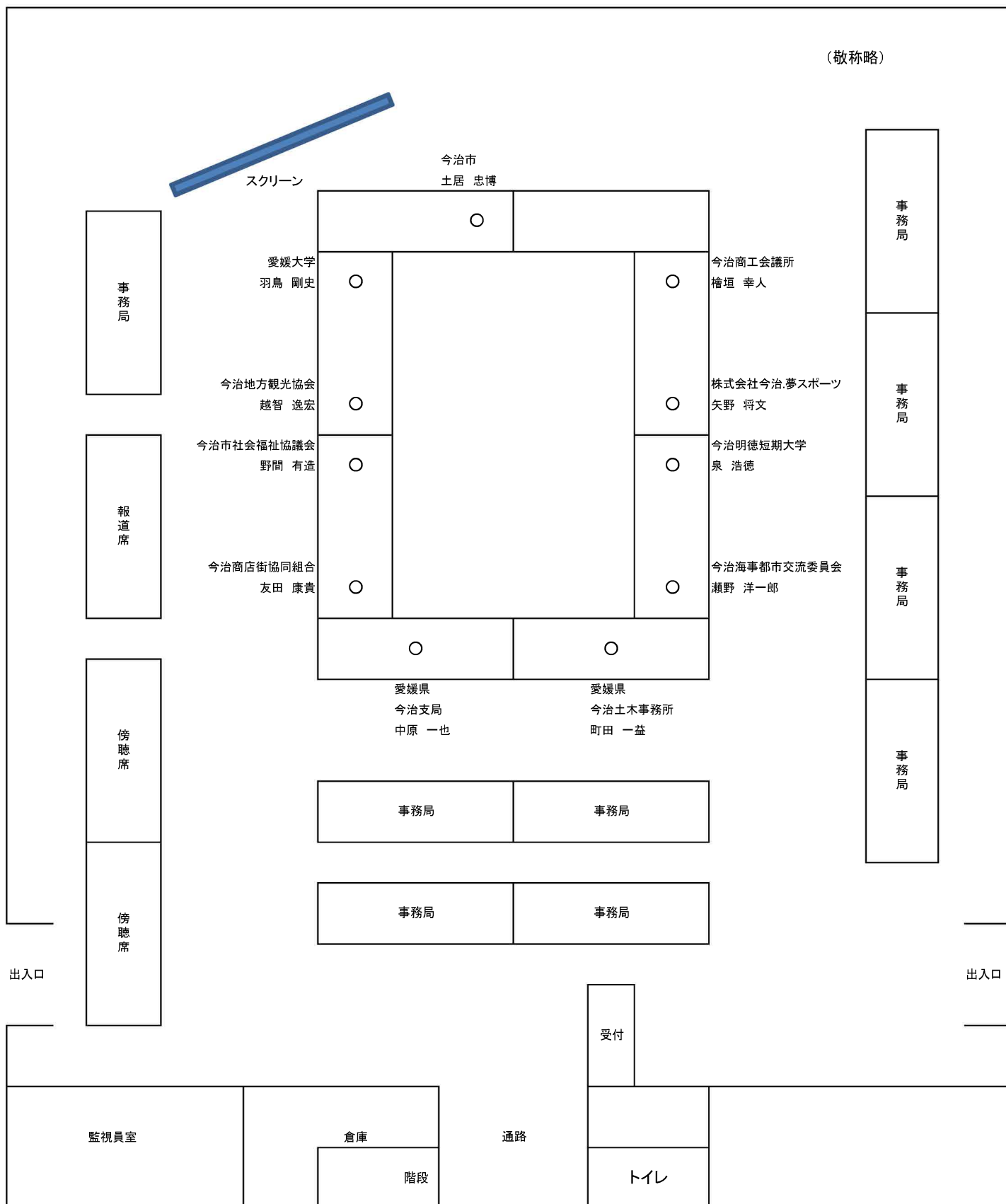
8 閉会

今治市都市再生協議会 委員名簿

定数：11名（敬称略）

	区 分	構 成 員	役 職	氏 名	備 考
1	市町村	今治市	副市長	土 居 忠 博	
2	関係都道府県	愛媛県東予地方局 今治支局	支局長	中 原 一 也	
3	関係都道府県	愛媛県東予地方局 今治土木事務所	所長	町 田 一 益	
4	学識経験者	今治明德短期大学	学長	泉 浩 徳	
5	学識経験者	愛媛大学	教授	羽 鳥 剛 史	
6	関係団体	今治海事都市交流委員会	監事	瀬 野 洋一郎	
7	関係団体	今治市社会福祉協議会	理事	野 間 有 造	
8	関係団体	今治商工会議所	会頭	檜 垣 幸 人	
9	関係団体	今治商店街協同組合	理事長	友 田 康 貴	
10	関係団体	今治地方観光協会	会長	越 智 逸 宏	
11	まちづくり関係者	株式会社今治、夢スポーツ	代表取締役	矢 野 将 文	

(敬称略)



今治市都市再生協議会 規約（素案）

（設置）

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第117条第1項の規定に基づき、今治市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、今治市別宮町1丁目4番地1今治市役所内に置く。

（目的）

第3条 協議会は、法第46条第1項の規定に基づき、今治市が策定する今治市都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理に関し必要な協議を行うため設置する。

（構成員等）

第4条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる者又は団体をもって組織する。

- （1）市町村（今治市）
- （2）関係都道府県（愛媛県）
- （3）公共交通事業者
- （4）学識経験者
- （5）関係団体
- （6）まちづくり関係者
- （7）前各号に掲げる者のほか、今治市が必要と認める者

2 協議会の委員は、前項各号に該当する構成員の指名する者とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

（届出）

第5条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が法人その他の団体（以下「法人等」という。）であるときは、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長1人
- （2）副会長1人
- （3）監事2人

2 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の選任及び職務)

第7条 会長は委員の互選によって決める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知するものとする。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

3 法人等である構成員は、当該法人等に属する委員が会議に出席できないときは、あらかじめ協議会に申し出て、当該法人等に属する他の者を代わりに会議に出席させ、議事に参加させ、及び議決権を行使させることができる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、出席した委員の過半数の同意を得て当該協議会を非公開で行うことができるものとする。

5 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の議決事項)

第10条 会議は次に掲げる事項を協議し議決する。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第3条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(会議の招集)

第11条 会議は、会長が招集する。ただし、会長が欠けているときは、副会長が、副会長も欠けているときは、事務局長が招集することができる。

- 2 会長は、委員の総数の4分の1以上の者から協議会開催の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に協議会を招集しなければならない。
- 3 会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。
- 4 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第12条 構成員は、協議会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

- 第13条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(資金)

第14条 協議会の運営に要する資金は、今治市の負担金をもって充てる。

(事務局)

- 第15条 協議会の業務を処理するため、今治市魅力都市創生課に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長の他、事務局員を置く。
 - 3 事務局長は、魅力都市創生課長をもって充てる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第17条 協議会は、委員が会議に出席したときは、今治市報酬及び費用弁償支給条例第2条の規定（附属機関の委員等の区分）を準用して、予算の範囲内において委員報酬を支給することができる。ただし、公共交通事業者として協議会に参画している者、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する者には、支給しない。
- 2 協議会は、委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において費用弁償旅費を支給することができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の会計は、解散の日をもって打ち切り、残余財産については会長であったものがこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年8月19日から施行する。

今治市都市再生協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、今治市都市再生協議会規約第9条第6項の規定に基づき、今治市都市再生協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員等)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 議長は、会議を開催する会議場の都合により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴は、先着順に行うものとする。ただし、あらかじめ多数の者の傍聴が見込まれる場合で、議長が特に認めるものについては、この限りでない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに指定された席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 議長の許可を得ず、撮影、録音等をしないこと。
- (5) 協議会の事務局員の指示に反しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 議長は、傍聴人がこの規定に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(その他)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和7年8月19日から施行する。

今治市都市再生協議会 事務局規程

(趣旨)

第1条 この規定は、今治市都市再生協議会規約第15条の規定に基づき、今治市都市再生協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事
- (2) 協議会の資料作成に関する事
- (3) 協議会の庶務に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局員は、今治市魅力都市創生課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関する事
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の事務に関する事
- (3) 物品及び現金の出納に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事

(文書の取扱い)

第5条 協議会の文書には、記号及び番号を付すものとする。

- 2 前項の記号は「総魅再協」とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いは、今治市における文書の取扱いの例により行うものとする。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、今治市における公印の取扱いの例により行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和7年8月19日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (mm)	用途	個数	管理者
今治市都市再生協議会会長の印	今 治 市 都 市 再 生 協 議 会 会 長 之 印	篆書	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

今治市都市再生協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、今治市都市再生協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、今治市都市再生協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、規約第10条第1項第1号の規定により予算又は決算に係る議決を得たときは、当該議決又は承認された予算又は決算を速やかに今治市長に報告しなければならない。

(会計事務)

第3条 会長は、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

2 会長は、協議会の出納その他会計事務を補助させるため、事務局員のうちから出納員を命ずるものとする。

3 出納員は、会長の命を受けて、出納その他会計事務を処理するものとする。

(収入及び支出の手続)

第4条 協議会の収入及び支出の手続きは、今治市の例により行うものとする。

2 会長は、次に掲げる簿冊を備え、出納その他会計事務の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(現金等の保管)

第5条 会長は、協議会に属する現金等を金融機関への預金その他確実な方法により保管しなければならない。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年8月19日から施行する。

資料 2

令和 7 年度 今治市都市再生協議会
事業計画及び収支予算書（案）

1 事業計画

官民連携による中心市街地まちづくりを推進するために、都市再生整備計画の作成やプロジェクトの事業化に向けた調整、関係者間の合意形成など、事業を実施していく上で中核的な役割を担う協議会として、行政をはじめ多様な関係者で構成する今治市都市再生協議会を設立する。

2 収支予算書

【歳入】

(単位：千円)

科目				予算額	摘要
款	項	目	節		
1.負担金				600	
	1.負担金			600	
		1.負担金		600	
			1.市負担金	600	今治市負担金
2.補助金				0	
	1.補助金			0	
		1.補助金		0	
3.繰越金				0	
	1.繰越金			0	
		1.繰越金		0	
4.諸収入				0	
	1.諸収入			0	
		1.雑入		0	
歳入合計				600	

【歳出】

(単位：千円)

科目				予算額	摘要
款	項	目	節		
1.運営費				600	
	1.会議費			347	
		1.会議費		347	
			1.報酬	322	委員報酬（20人）
			9.旅費	25	費用弁償
	2.事務費			253	
		1.事務費		253	
			10.需用費	253	消耗品費 103 食糧費 50 印刷製本費 100
2.事業費				0	
	1.事業費			0	
		1.事業費	1.事業費	0	
3.予備費				0	
	1.予備費			0	
		1.予備費	1.予備費	0	
歳出合計				600	

事業推進に向けた検討体制（R7～）

資料 3 - 1

都市再生整備計画の作成及び実施

■ 協議会及び専門部会の構成と役割

今治市都市再生協議会

- ・ 都市再生整備計画の作成及び変更
 - ・ 都市再生整備計画関連事業の実施及び効果検証（R8以降）
 - ・ 中心市街地まちづくり（公共空間デザイン）の検討【総合的審議】
- 《構成》学識経験者、関係団体（経済・商店街等）、まちづくり関係者、関係行政機関、市

都市再生整備計画の
作成と検証

報告 ↑ ↓ 付託

専門部会（協議会の下部機関）

- ・ 中心市街地の公共空間再編整備の事業化検討
 - ・ 上記に関連する社会実験の検討・実施
 - ・ 中心市街地の公共空間デザインに関する検討【実質協議】
- 《構成》公共交通事業者、学識経験者、関係団体（商店街）、まちづくり関係者、関係行政機関、市

個別事業及び社会実験の検討

今治市都市再生協議会 専門部会 委員名簿（案）

定数：23 名（敬称略）

	区 分	構 成 員	役 職	氏 名	備 考
1	学識経験者	愛媛大学	教授	羽鳥 剛史	
2	学識経験者	今治明德短期大学	地域連携 センター長	大成 経凡	
3	関係団体	今治商工会議所	理事	原 竜也	
4	関係団体	今治商店街協同組合	理事長	友田 康貴	
5	関係団体	(社福)来島会	業務執行 理事	越智 人史	
6	まちづくり関係者	合同会社 G T O	代表	大木 鉄兵	
7	まちづくり関係者	今治ホホホ座	主宰	豊島 吾一	
8	まちづくり関係者	しまなみジャパン	専務理事	坂本 大蔵	
9	まちづくり関係者	檜垣産業株式会社 経理部	部長	山内 誠	
10	まちづくり関係者	株式会社今治、夢スポーツ	取締役	飛田 隆之	
11	公共交通事業者	四国旅客鉄道(株) 愛媛企画部	部長	窪 仁志	
12	公共交通事業者	瀬戸内運輸(株)	取締役	川田 卓哉	
13	関係都道府県	愛媛県東予地方局 今治土木事務所 道路課	課長	大澤 弘幸	
14	市町村	今治市 総合政策部	部長	富田 義勝	
15	市町村	今治市 建設部	まちづくり 政策推進監	頼木 清隆	
16	市町村	今治市 総合政策部企画政策局	局長	波頭 健	
17	市町村	今治市 総務部総務政策局	局長	木村 光男	
18	市町村	今治市 地域振興部地域政策局	局長	村上 彰	
19	市町村	今治市 こども未来部こども未来政策局	局長	山田 正美	

	区 分	所 属	役 職	氏 名	備 考
20	市町村	今治市 産業部産業政策局	局長	桧垣 充宏	
21	市町村	今治市 建設部建設政策局	局長	塩見 秀徳	
22	市町村	今治市 建設部都市政策局	局長	田鍋 文浩	
23	市町村	今治市 市民が真ん中課	政策調整 推進官	森 聖二	

今治市中心市街地グランドデザイン（以下「本計画」）は、令和4年度に今治でまちづくりに取り組んでいる方々と議論を重ねながら策定した「中心市街地まちづくり構想」を基に、その実現に向けて関係者との協議や市民との対話を進め、行政による公共施設や都市基盤の再編と、地域の民間開発やまちづくり活動が密に連携し、整備効果を最大化できるように策定されました。

本計画の対象範囲は、本市の中心市街地（JR今治駅周辺から今治港に至る区域で約1km四方で囲まれたエリア）を対象とします。



本市の中心市街地がめざす将来のまちの姿について、本市の地域文化、現状と課題、上位計画での議論、都市再生の潮流を踏まえて、次のコンセプトを設定しました。

コンセプトには、海、港からはじまった今治で、みなで新しいひとつながりの魅力をつくっていくという思いが示されています。

- ④ 官民連携・エリアマネジメントの推進による持続可能な体制づくり
- ⑤ 地域文化を活かした観光・交流の場の創出
- ⑥ 安心・安全な環境づくりと自然・災害との共生

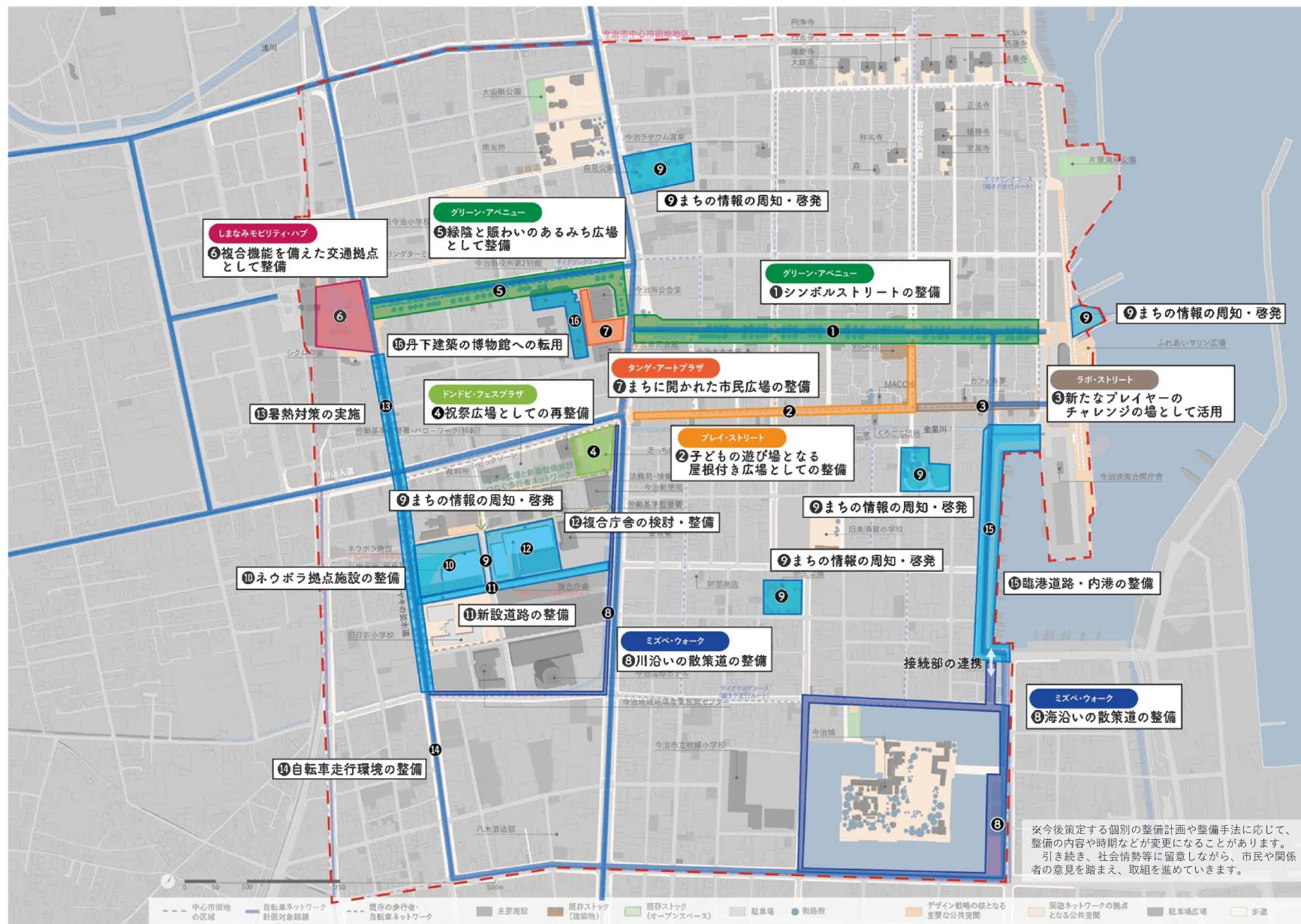
(6) 事業の実施イメージ

将来ビジョンの実現に向けた取組は長期間となるため、段階的に進めていく必要があります。デザインノートで示されている方向性に基づき、中心市街地内の既存の拠点の強化や新たな拠点の創出を図るとともに、それらを繋ぐネットワーク空間の充実を図ります。

事業実施の方向性

事業の実施にあたっては、都市再生整備計画関連事業など国の財政支援を活用し、社会実験等により多くの市民がまちづくりに関わるきっかけをつくることで、公民連携のまちづくりを推進します。さらに、まちづくり団体や関係行政機関とも連携を図りながら、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に向けて一体的・総合的に取り組んでいきます。

将来ビジョンの実現に向けた事業の実施イメージ



(7) 推進体制の構築

グランドデザインに基づく事業や取組は長期に及ぶとともに、また試行的・実験的な取組も行いながら実現を図る必要があります。そこで、計画の推進体制として「(仮称) 今治市都市再生協議会」(都市再生整備計画等の作成や実施に必要な協議を行うための法定協議会)の設立を検討し、事業等の進捗状況や、社会実験の結果・評価を関係者間で共有し、必要に応じて柔軟に方向性を修正しながら推進します。

(8) エリアマネジメントの推進

中心市街地は、各エリアによってまちづくりの活動状況等の段階が異なっています。グランドデザインの作成にあたって、市民や関係機関等の様々な主体との意見交換を行ってきましたが、今後も引き続き、各エリアとの協議を通して、中心市街地におけるエリアマネジメントの推進に向けた、エリアプラットフォーム(行政やまちづくりの担い手などが集まって、まちの将来像を議論し・描き、その実現に向けた取組について、協議・調整を行うための場)の設立検討や都市基盤整備につながる社会実験への主体的参画等へつなげていきます。

将来ビジョンの実現に向けたロードマップ

※今後策定する個別の整備計画や整備手法に応じて、整備の内容や時期などが変更になることがあります。引き続き、社会情勢等に留意しながら、市民や関係者の意見を踏まえ、取組を進めていきます。

		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	短期（R 8 ～R12年度）			中期（R13～R17年度）		長期（R18年度～）
中心市街地まちづくり		中心市街地 まちづくり構想	中心市街地公共空間 デザイン戦略 シビックゾーン再整備 基本計画	中心市街地 グランドデザイン		（仮称）今治市都市再生協議会の設立・運営/公民連携によるまちづくりの実践					
広小路 （今治港線）	グリーン・アベニュー ①シンボルストリートの整備		関係者協議・詳細検討 社会実験の事前準備・企画検討			社会実験	設計	施工			
今治商店街	プレイ・ストリート ②子どもの遊び場となる屋根 付き広場としての整備					関係者協議	社会実験・まちづくり 活動の方策検討等		社会実験	広場・オープンスペースの整備	
新町商店街	ラボ・ストリート ③新たなプレイヤーのチャレン ジの場として活用					関係者協議	社会実験・まちづくり 活動の方策検討等		社会実験	公民連携による沿道のオープン化	
芝っち広場	ドンドビ・フェスプラザ ④祝祭広場としての再整備					関係者協議	社会実験	設計	施工		
広小路 （今治停車場線）	グリーン・アベニュー ⑤緑陰と賑わいのあるみち広場 としての整備		【施策の検討】 ・各エリアにおける個別具体の施策に ついては、グランドデザイン（まちづ くり基本計画）におけるアクションプ ランとする				関係者協議・詳細検討 社会実験の事前準備・企画検討	社会実験	設計	施工	
今治駅前	しまなみモビリティ・ハブ ⑥複合機能を備えた交通拠点 としての整備				関係者協議	シェアモビリティの 導入実証実験	関係者協議		社会実験	駅前広場の再編とモビリティハブの基盤整備	
市役所 駐車場	タング・アートプラザ ⑦まちに開かれた市民広場の 整備								関係者協議	市民広場の整備	
今治城周辺 ・シビック ゾーン周辺	ミズベ・ウォーク ⑧海・川沿いの散策道の整備					関係者協議				散策道の整備	
主要公園 ・公共施設 など	⑨まちの情報の周知・啓発					関係者協議	デザインコード・ サイン計画等の検討	情報版の 整備			
ネウボラ 拠点施設	⑩ネウボラ拠点施設の整備	基本構想	基本計画	事業者 選定準備	事業者選定	設計・施工					
ネウボラ 拠点施設 周辺	⑪新設道路の整備					基本設計	実施設計	施工			
シビック ゾーン 周辺	⑫複合庁舎の検討・整備				参画団体 との 基本合意	基本構想/ 基本計画	事業者 選定準備	事業者の 公募/選定	設計・施工		
今治駅 天保山線	⑬暑熱対策の実施						関係者協議		暑熱対策の実施		
主要 幹線道路	⑭自転車走行環境の整備				基本計画	自転車走行環境の整備					
臨港道路 ・内港	⑮臨港道路・内港の整備	臨港道路の整備				臨港道路の設計			臨港道路の整備		
				関係者協議		内港（物揚場）の設計	内港（物揚場）の整備		内港（護岸）の整備		
市役所	⑯丹下建築の博物館への転用					関係者協議・河野美術館の除却等の検討			博物館への転用検討	博物館へのリノベーション	